

【研究ノート】 奥女中奉公について

畑 尚子*

目次

- はじめに
- 一 大和郡山藩柳沢家
- 1 武家奉公と歌舞音曲
- 2 採用から宿下りまで
- 二 浜松藩山形藩水野家
- 1 水野家の奥向
- 2 「水野家奥女中奉公細帳」の分析
- まとめ

キーワード 奥女中 奥 武家奉公 歌舞音曲 大奥 大和郡山藩

浜松藩 山形藩 「宴遊日記」

はじめに

江戸城のうち徳川家の夫人および奥女中の住む空間を大奥とい

う。江戸城本丸御殿の大奥は將軍の夫人である御台所の居室を中心とする御殿向、奥女中の住居となる長局向、大奥事務官である広敷役人が勤務する広敷向の三つで構成される^①。広敷役人は男性であるため、大奥は將軍以外の男子禁制であるという表現は正確ではないが、広敷役人は広敷向より中に入ることではできなかった。松尾美恵子氏は大奥女中及び幕府の女中について次のように定義している^②。

大奥女中とは狭義には江戸城本丸の大奥に居住した將軍付の女中のみを指す（江戸城本丸大奥には他に御台所や將軍生母付き等の女中がいた）。幕府の女中つまり江戸幕府に仕え幕府より禄を支給される女性となると範囲は広がる。本丸大奥・西丸大奥・二の丸・三の丸の奥につかえる女性、將軍の息女付の女性が挙げられる。將軍の息女が結婚後大名屋敷に移り住んでも、息女付の女中の手当ては幕府より支給されたため、幕府の女中は江戸城外にもいたことになる。

また、直の奉公人のほかに又者も大勢いた。年寄や中臈などは部屋方（又者）を自分の扶持より雇うことができた^③。例えば十人扶持といた場合、自分を一人と数え九人まで雇うことができた。町人や

* 当館学芸員

百姓の娘が大奥奉公をするというのは多くはこれに当たる⁽⁴⁾。三田村鳶魚の『御殿女中』⁽⁵⁾に代表されるように大奥に仕えた女性を御殿女中と呼ぶこともある。滝沢博士も御殿女中という言葉を使っているが、御殿奉公という場合は大名家の奥への奉公も含まれる⁽⁶⁾。

大奥及び大奥女中に関しては研究成果については松尾美恵子氏がまとめていっているので、ここでは割愛したい。最近、文京区で広敷役人を勤めた旗本田村喜四郎の子孫が寄贈した文書のなかから「大奥女中分限帳」など大奥に関する史料が見つかり、その展示が行われた⁽⁸⁾。

今後の研究成果に期待したい。

将軍家の大奥に対して、大名の場合は単に奥と呼ぶ。大名の奥は江戸と国元とにあり、江戸藩邸には上屋敷、中(下)屋敷がある。

本稿では江戸藩邸の奥の様子を中心に見ていきたい。大名・旗本屋敷の奥への奉公を奥女中奉公、武家屋敷奉公、御殿奉公などという。大名・旗本の江戸藩邸の奥女中奉公に絞った研究は少ない。生麦村の名主関口家の娘千恵や下師岡村の名主吉野家の娘みちの⁽⁹⁾のように大名・旗本の奥に奉公に上がったあと、大奥に奉公する者もいるように、大奥奉公と奥奉公を切り離して考える必要はなく、大奥の研究を参考にすることはできる。しかし、職制など大奥ほど複雑ではなく、規模も小さい。また、大名屋敷間の違いなども含め大奥より解明されていない点も多いといえる。奥女中の研究は奉公先の名名の日記や生家の日記をベースとすることが多い。この場合、大口勇次郎氏もいっているが日記の記事の抜き出しにとどまっているという批判を受けやすい⁽¹¹⁾。本稿も記事を抜き出し、それを表にまとめた

けという批判は免れないと思うが、あまり研究の進んでいない分野なのでご容赦いただきたい。

本稿では大和郡山藩柳沢家と浜松藩山形藩水野家の事例などから奥女中の職制、採用の際の伝や基準、給金、経歴など奉公の実態についてみていきたい。柳沢家については「宴遊日記」⁽¹⁰⁾で解明を行い、水野家の場合は「奥女中奉公細帳」(東京都江戸東京博物館蔵)の分柝を中心に「山形藩奥女中日記」(東京都江戸東京博物館蔵)を参考に利用した。

一 大和郡山藩柳沢家

1 武家奉公と歌舞音曲

現在日本の伝統文化である立花や茶道、日本舞踊、長唄、箏曲などを習うお稽古事人口の大部分を占めるのは女性である。しかし、江戸時代は現在とほぼ逆の状態で、遊芸人口の大部分を男性が占めていた。ただ山田流の箏曲とか、長唄、浄瑠璃諸流の分野で、江戸において例外的に女性の進出が見られた。それは歌舞音曲が武家屋敷へ女中奉公に行く娘たちの必須教養になっていたからである。音曲の素養は武家奉公にかかせないものであり、武家奉公を経験したということが、彼女たちの良縁に結びついた。

守貞云女子三絃浄瑠璃を専と習ふこと既に百余年前よりの習風也。今世益此風にて女子は七八歳より学之、母親は特に身心を勞して師家に遣る。江戸は特に小民の子と雖ども必らず一芸を

熟せしめ、夫を以て武家に仕へしめ、武家に仕ざれば良縁を結ぶに難く、一芸を学ばざれば武家に仕ゆること難し。依之女子専ら三絃琴の類を学。男子は親命じて是を学せず自ら好で学之者あるのみ。京坂小民の女は琴は勿論三絃をも学ざる者多し、是武家奉公をすることなき故也¹³。

男性は自らの意思で自分の楽しみのために音曲を習う。女性はお親に半ば強制され、武家奉公のために音曲を習う。それは奉公先が音曲の素養を求めていたからである。

当時上立つ候程女奉公人召抱候には、三味線、小唄、踊など心がけ不申候ては、召抱不申候習はしの様成、世上大かた娘さへ持候得ば、小歌、三味線の類為習、人中を見せ行儀を覚させ候て、(後略)¹⁴。

武家奉公を目指す女性たちによる歌舞音曲の稽古が盛んになったのは十八世紀の中頃からである。何故このような現象が起きてきたのか。それは、とりもなおさず武家社会において歌舞音曲が好まれていたからである。では、江戸ではどのような三味線音楽がいつごろから流行したのだろうか。浄瑠璃を中心に見てゆきたい。

江戸の浄瑠璃は、本より武家の好みに合わせる故に、詞も節もいさめるやうにてつよみあり。京難波の浄瑠璃は、声哀しくふるびよわけ多し。(中略)宝永の比、京より一中と云ふ浄瑠璃師来りて、京の浄瑠璃を弘めしより、江戸の人、やゝ是をよろこびあへりしに、享保の初に、又難波より竹本と云ふ浄瑠璃師来りて、難波の浄瑠璃を弘む。是より江戸の人、貴きも賤しきも

難波の浄瑠璃を好みあへりしに、其の後、又都路と云ふ浄瑠璃師難波より来りて、悲き声にていやしき諺の浅ましくとりみだしたることどもを語り出だすほどに、江戸の人、又是に移りて、興じもてはやすこと限なし。下さまの人は云ふに及ばず、諸侯貴人、雲の上なるやんごとなき人々も、ひたすら、是を好みて、(後略)¹⁵。

浄瑠璃を各時代の特色を捉えて分類すると次の四つに区分できる。即ち古浄瑠璃時代、義太夫節時代、歌浄瑠璃時代、所作事としての浄瑠璃時代である。歌浄瑠璃とは操芝居の舞台用のものではなく、お座敷用・酒宴の席での遊興用に演奏される三味線音楽としての音曲で、その詞章は短く叙情的で曲風は語るよりも謡う方に傾いていて、音楽美が重視される。江戸では享保の末期に宮古路豊後掾が豊後節を興し一世を風靡した。しかし、詞曲が卑猥で風俗を乱すという理由で、元文四年(一七三九)十月禁止されたが、その後も宮古路豊後掾の門人たちが興した常磐津節、富本節、清元節、新内節、菌八節が流行した。

武士の浄瑠璃・三味線への傾倒は、豊後節の流行以来さらにはなほだしいものとなった。浄瑠璃・三味線を自ら語り弾くだけでなく、素人狂言を自分の屋敷で催すものまで出てきた。「宴遊日記」の作者である大和郡山藩二代藩主柳沢信鴻もそのような大名の一人である。信鴻は義太夫狂言の台本を自ら作り、年に一、二回屋敷内で自作の歌舞伎を下男下女を役者に仕立てて上演している。歌舞伎見物に出掛ける記事も枚挙に暇がない。さらに毎年新板の役者評判記や

新刊の浄瑠璃本、黄表紙をもとめ、夜毎遊芸を楽しんでいる。また、米翁という俳号をもつなど、俳句にも親しんでいる。

遊芸好きの大名、柳沢信鴻は奥女中を採用する目見の際、まるで試験のように歌舞音曲を課している。「宴遊日記」より見てゆきたい。

目見、上野大門前地主長衛門女ハヤト藤間門弟、上るり佐々木富

治門弟、帯引かたる手本

(安永二年七月十一日条)

目見、功者神田鍛冶町壱町目新道大坂屋勸衛門娘三竹本様太夫弟

子、小栗二の詰みよ

(安永二年九月二四日条)

自ら浄瑠璃を語り、三味線を弾き、謡、踊などを嗜む多芸多趣味の大名である柳沢信鴻は感心したものは功者・上手と、感心しない者には下手と評価を下している。また一度に多数の目見を許可した日は上中下という評価を付けている。何も評価されていないものは並と考えてよいであろう。

目見の記事の中から娘たちの出し物の傾向を見ていきたい。芸能の種類と分野に分けることができる。芸の種類としては踊、三味線、唄の三種類があり、分野としては、長唄、常磐津、義太夫、豊後節、河東節がある。つまり、長唄の「春駒」という演目を演じても踊（舞踊）、唄、三味線の場合がある。大部分は踊か唄で、三味線いわゆる地は一緒についてきた年配の女性（奉公希望者ではない）が担当することが多い。河東節は一人で、長唄、義太夫、豊後系浄瑠璃（常磐津・豊後）が主流である。一覧表のうち記載がなく演目からも分野のわからないものは浄瑠璃とした。豊後節は元文四年に幕府によって禁止されているが、禁令が出たのちも弾かれていたのか、あ

るいは豊後節系の浄瑠璃を指すのかどちらかと思われる。他に箏や茶の湯、立花を行っているものも二、三人いるが、当時の遊芸の主流が三味線音楽であることがわかる。演目等をさらに詳しく分析すれば、芸能史の分野で興味深い成果が得られると思うが、本題からそれるのでこの程度にしたい。

2 採用から宿下りまで

さて、奥女中奉公に話を戻そう。町人や百姓の娘が奥女中として採用されるには、目見、宿見、親類書の提出、引越という過程を踏まなければならない。目見は面接試験のようなものだが、面接試験は公募されているわけではないので、試験を受けるための伝がまず必要となる。目見のための伝としては、けいあん（桂庵・口入業者・人宿）によるもの76143（表1の番号）、前に奉公していた侍女（神田つげ、真、谷）の紹介73 74 78 136 137 138 139 140、芸能の女師匠（中村道）の紹介99 111 112 118 119 121 122 137 138 139 140、知り合いの町人（猿屋）の紹介103135が挙げられる。他に、以前別の大名に仕えていた者1 68 70 71 118も目見に来ているが、先主よりの紹介があったかどうかは不明である。柳沢信鴻はこのような前歴のあるものはあまり好まない。信鴻は採用人数に不釣り合いなほど多数の目見を行っている。これは、目见到に託つて娘たちの芸を批評するのを楽しみにしていたものと思われる。また、駒込の庭園（現六義園）を町人たちに見物させたりしていることなどから、口コミで目見の話が伝わったのではないかと推測される。地域性についても屋敷のある駒込周辺の者が多いとい

表1 「宴遊日記」より歌舞音曲による目見者一覧

年代	名前	年	住所	親名	河東節	芸能	師匠名	演目	評師
1 安永2.1.15	豊	22	八丁堀神田	加賀屋喜兵衛	河東節		多市	松の内	下
2 安永2.1.17	養	16	白銀	組屋源八	長唄・豊後		楓光・蔵舟船	関寺小町・家名所	下
3 安永2.1.19	かね	15		白子や清兵衛	義大夫		村大夫	女舞剣紅葉養生の段	
4 安永2.閏3.15	富	15	京橋稲葉町	大江太左衛門	長唄(唄)			水仙丹前・吉原雀	中
5 安永2.閏3.15	久米	13	日本橋橋町	伊勢屋利助	長唄(唄)			関東小六後雛形・吉原雀	中
6 安永2.閏3.15	幸	14	日本橋本材木町	石屋庄太夫	長唄(三味線)			水仙丹前・関東小六後雛形・吉原雀	下
7 安永2.4.3	もせ	13	新橋出雲町	今右衛門	義大夫		伊勢大夫	国炸露貝尺	下
8 安永2.4.3	いさ	18	三田小山	近江屋四郎兵衛	常磐津		楓光・蔵舟船	坐掛り・懷都馴床下	下
9 安永2.4.3	幸	20	本芝片町	万屋弥七				乃成恵方みやげ・後面	下
10 安永2.4.9	藤	15	日本橋新泉町横町	伊勢屋徳兵衛	長唄		柳屋幸次郎	水仙丹前	中
11 安永2.4.9	ふし	17	京橋弓町	藤岡藤石衛門				花景図部かすみ・安達原雪場	下
12 安永2.4.9	きを	17	京橋銀座町	升屋孫七				祇討崇善寺馬場	下
13 安永2.4.9	きを	19	鞆町	室物御惣八				任射弓張月	下
14 安永2.4.9	みち	14	京橋三十間堀	庄蔵	長唄(唄・三味線)		藤間勘兵衛・村屋六三郎	鷹おすめ・吉原雀	上
15 安永2.4.9	なを	16	京橋三十間堀	庄蔵	長唄(唄)		藤間勘兵衛・村屋六三郎	吉原雀	上
16 安永2.4.9	ゑん	14	日本橋本材木町	信濃屋采兵衛	長唄(唄)		山口	曝三番叟	下
17 安永2.4.9	りせ	14	芝口一丁目	いせや武右衛門	長唄(唄)		山口	曝三番叟	下
18 安永2.4.9	いよ	17	芝口新町	亀田屋佐右衛門	長唄(三味線)		文字久	懷都馴床	中
19 安永2.4.9	純	17	桶町一丁目	斐屋久兵衛	常磐津		お伝	忠臣講釈助平場	下
20 安永2.4.11	かよ	12	京橋土橋丸屋町	吉田屋半次	義大夫		藤	剣鳥帽子・法乘	下
21 安永2.4.11	昌	17	大形町	表貝御林惣二郎	長唄(三味線・唄)		藤	忠臣講釈助平場	下
22 安永2.4.11	民	13	日本橋	豊屋藤田平七	(唄)		藤	百千鳥道成	下
23 安永2.4.11	峯	18	中橋新丁	小間物屋金兵衛	(唄・三味線)		藤	切かぶろ・花月	上
24 安永2.4.11	律	11	本町	小道具屋庄兵衛	地唄(唄)		藤	石橋	上
25 安永2.4.11	かね	11	浅草材木町	表貝屋田村右兵衛	地唄(唄)		藤	阿古屋万歳・花月	上々
26 安永2.4.11	久松	12	神田織姫町	中島屋庄兵衛	常磐津・地唄(唄)		藤	春駒・花月	中
27 安永2.4.11	ひさ	11	八丁堀	郷屋勘兵衛	長唄・地唄(唄)		藤	春駒	下
28 安永2.4.11	りさ	9	芝口二丁目	森十兵衛	長唄(三味線)			春駒	下
29 安永2.4.11	せつ	13	芝口二丁目	森十兵衛	長唄(唄)			春駒	下
30 安永2.4.11	富治	13	染井町	太田屋清兵衛	長唄(唄)		扇蔵	五色車鉢叩鐘・鹿子道成寺	上々
31 安永2.4.11	いせ	13	京橋弓町	大江清兵衛	長唄(唄)		山口	法乘	下々
32 安永2.4.11	清	16	京橋竹山町	大和屋新八	常磐津		文字八	郭公花空餅	中
33 安永2.4.11	清	13	芝源助町	大和屋新八	義大夫		伝	忠臣講尺宅兵衛	下
34 安永2.4.11	兼	13	京橋丸屋町	万屋三右衛門	義大夫		傳	後寛嶋物語	下
35 安永2.4.11	もせ	11	京橋新香丁	坂本長右衛門	長唄(唄)		扇蔵	曝三番三	中
36 安永2.4.11	虎	6	京橋新香丁	坂本長右衛門	長唄(唄)		扇蔵	法乘	中
37 安永2.4.13	重	16	霞岸島橋丁	越前屋利介	長唄(三味線)		藤	法乘	下
38 安永2.4.13	勝	9	日本橋通塩丁	山形屋庄左衛門	長唄(唄)		藤	法乘	下
39 安永2.4.16	せい	19	茅場町	大坂屋清兵衛	常磐津		文字久	花ぶき・花空餅	下

年代	名前	年	住所	親名	芸能	師匠名	演目	評価
安永2.5.9	恒	20	芝汐留三角屋敷	笹屋治兵衛	常警津・長唄 (三味線・踊)	文字の市・道吉弥	懐都馴休・法楽	下々
安永2.5.9	恒	11	京橋三十間堀	三河屋嘉七	(師・三味線)	伝二郎・杵屋七十郎	風流英石橋	上々
安永2.5.9	みよ	13	蘆岸島千葉河岸	尾張屋徳右衛門	(師・三味線)	伝二郎・杵屋七十郎	半四郎富田奏	上
安永2.5.18	初	17	芝新橋竹山町	家主佐太右衛門	常警津	文字八	外部亮	下
安永2.6.15	初	17	駒込富士前	市野屋孫兵衛	義太夫	豊竹次大夫	忠臣講釈石屋場	下
安永2.6.25	こよ	21	本郷竹町	柴田七郎左衛門	浄瑠璃	藤間	帯曳	下
安永2.7.11	鉄	10	上野大門前	地主長右衛門	長唄・浄瑠璃	藤間・佐々木富治	帯引	下々
安永2.7.11	かね	13	下谷新黒門前	海老屋善兵衛	長唄 (踊)	藤間かね	法楽	
安永2.7.22	哉	16	小石川白山御殿小原町	山本作兵衛	長唄	御本丸鳥見露遊	法楽	
安永2.8.4	その	15	本郷三丁目	伊勢や善六	常警津	文字装	廊馴床	
安永2.8.27	袖	16	神田町中三丁目	伊勢屋嘉兵衛	義太夫		矢口二の口	
安永2.8.27	門	16	神田町中御差町	西村屋伝兵衛	長唄 (踊)		法楽	
安永2.9.4	梅	21	本郷御簞笥町	古着屋林七	豊後	折大夫	明霞柳糸	上
安永2.9.24	蝶	21	神田鍛冶町菅丁目新道	大坂屋樹右衛門	義太夫	竹本縁大夫	小異二の詰みよ	上
安永2.10.8	うた	20	馬喰町二丁目	三河屋七兵衛	(師)	伝二郎	八百歳狂乱	
安永2.10.21	うた	20	築地小田原町	新屋権右衛門	常警津	文大夫	歌法楽	
安永2.10.24	いよ	18	小石川伝通院前	吾妻屋忠右衛門	豊後		歌法楽	
安永3.2.1	尚	16	神田弁慶橋きわ	伊勢屋宇兵衛	浄瑠璃	桐大夫・富沢富三郎	矢口	
安永3.6.9	辰	16	駒込	市野屋彦兵衛	義太夫・三味線		法楽	
安永3.9.28	辰	17	本石町一丁目	近江屋滑兵衛	長唄	豊竹常大夫・鶴沢専蔵	忠臣講釈四段目	
安永3.9.29	さ	16	生込通寺町	武蔵屋喜兵衛	義太夫・三味線	伝二郎	仲里狂乱・鹿子道成寺	
安永4.2.23	さ	18	河合新石町野島屋敷	内山与平次	長唄 (三味線・踊)		雉子・法楽	
安永4.4.17	昌	14	生込赤城	大野岡五郎 (兄)	長唄 (踊)	藤間	杵慈童	
安永4.4.26	もよ	14	神田鍛冶町	糸屋半兵衛	長唄 (踊)	常警津文字蔵	松似候	
安永5.5.29	初	16		中山右膳内忠賀三蔵	常警津	柵屋園市・野沢富三郎・京四郎	羽衣・無間鐘	下
安永5.6.8	尚	16	本郷三丁目	倉田屋忠五郎 (兄)	長唄・義太夫・ぶり付			
安永5.7.1	いさ	17	下谷南大門町	伊勢屋四郎兵衛	浄瑠璃	市蔵	帯引	下々
安永5.7.2	いさ	16	神田大工町	家主四郎兵衛	長唄 (踊)	中村お半	恋・鶯娘	上々
安永5.7.2	すみ	22	下谷天神下	道具屋元衛門	長唄・豊後		柳糸	
安永5.7.20	松		浅草俣町	平松屋清七	豊後		帯引	下
安永5.11.14	たせ	18	下谷金杉	袋屋伊兵衛	長唄・立花・書・尺八・琴・俳諧	熊市 (明)・春慶 (花)	矢口初段	
安永5.11.21	袖	19	外神田佐久間町	三木徳兵衛	義太夫	村大夫	鏡掛松	
安永5.11.24	清	19	本庄四丁目	荒物屋松屋権六	義太夫	梁木夫	柳糸・河津	
安永6.4.19	はる	15	神田四丁目	近江屋小平衛	浄瑠璃		一合三の奥	
安永6.4.22	いち	16	神田田町	蠟燭屋柳屋平三郎	義太夫・三味線	志渡大夫・五四郎	道中双六	下
安永6.4.26	とめ	16	本郷町	井上又衛門	義太夫・長唄	竹本宅大夫・富沢文次郎	恋安房訴訟の段・蹴柳島の下	
安永6.4.29	なかつ	18	浅草山の宿	松坂屋貞七	義太夫	村大夫		
安永6.5.15	はつ	18	小伝馬町	野村小兵衛	豊後・草面			
安永6.5.25	弓	14	日本橋				老松	

奥女中舞公について

年代	名前	年	住所	親名	芸能	師匠名	演目	評師
79 安永6.9.12	かね	17	八丁堀	米屋平七	義大夫・三味線	伊勢大夫・野沢富八	平家女護島三段目・信仰記狐揚	上々
80 安永6.10.11	竹	20	神田紺屋町	相崎屋七右衛門	義大夫	鶴沢五八	三勝平七和楓	下
81 安永8.1.29	かね	18	小石川丸山田町	岡崎屋半平衛門	常磐津	豊後文字菊	義仲	
82 安永8.4.15	伊勢	18	神田三河町	上総屋十右衛門	豊後	床笠	忠臣蔵七段目	上
83 安永8.4.15	歌	20	神田本郷春木町	小林常五郎 (元)	義大夫	竹本伊勢丈夫	忠臣講釈	
84 安永8.4.23	弟	17	本郷菊坂	米屋平助	義大夫		物くさ三の切	
85 安永8.4.25	寧	17	浅草山の宿	土柳庄新道越前屋源八	義大夫			
86 安永8.5.7	きち	15	丸山菊坂	白姓屋太	義大夫			
87 安永8.7.4	かね	15	丸山菊坂	升屋三郎兵衛	義大夫	鶴沢義風	伊達競はとう村の段	
88 安永8.11.26	りつ	16	池端中町	土柳庄腰河屋半次郎	常磐津・長唄	村屋弥十郎	花吹雪・鹿子道成寺	
89 安永9.2.5	初	20	神田山本町	墨屋久四郎	長唄	村屋晋次郎	好司志山傍柳	上
90 安永9.2.6	律	15	内神田富山町二丁目	新屋五郎兵衛	常磐津	文字		
91 安永9.2.6	律	15	内神田富山町二丁目	家主文右衛門	義大夫	竹本任大夫		
92 安永9.2.6	友	16	桶町一丁目	瓦屋武兵衛	豊後	伝次郎	河傍柳	
93 安永9.2.6	竹	15	今川橋 (神田堀元薬物町一本銀町)	家主利右衛門	(唄)	中村藤	帯曳	
94 安永9.2.6	銀	16	大伝馬町二丁目	遠州屋太助	豊後			
95 安永9.2.6	佐野	17	大伝馬町二丁目	腰村彦八	豊後・長唄			
96 安永.3.15	初	17	下谷同朋町	中川主税内森三藏	浄瑠璃	藤	鉢叩	
97 安永9.4.7	昌	18	下谷同朋町	丸屋五郎兵衛	長唄 (唄・三味線)	藤間	法楽・三番叟	
98 安永9.4.15	かよ	17	天郷下同朋町	家主文右衛門	(唄)	中村		
99 安永9.4.18	佐野	18	本郷菊坂	道具屋喜右衛門	(唄)			
100 安永9.6.4	歌	17	新橋加賀	伊勢屋文七	義大夫			
101 安永9.7.7	標	16	土堤下鎌倉横町	菱屋惣兵衛	豊後・常磐津・長唄 (唄・三味線)	文治・中村流	豊後忍草・枕慈童・善知鳥太鼓・籠娘	
102 安永9.7.18	りそ		伝通院前	柴田甚四郎	寧	継山流	石橋	
103 安永9.8.11	ふみ		六丁目		地唄 (三味線)	住大夫	小田館	上
104 安永9.10.18	もよ	20	新橋出雲町	米屋今右衛門	義大夫	紋大夫・野沢庄次郎	春天平記	
105 安永10.閏5		17	日本橋隅田四丁目	家主大七	義大夫・三味線			
106 安永10.閏5	みつ	16	下谷中町	伊勢屋惣兵衛	義大夫		布引三の切	
107 安永10.閏5	やす	20	本郷菊坂	家主平兵衛	常磐津	文字鏡		下
108 安永10.7.29	辰	16	白山前	家主忠兵衛	義大夫・三味線	竹本桐大夫・野沢常八		
109 安永10.8.25	とめ	18	中橋南横町	酒屋近江屋九兵衛	義大夫		俊寛鳥の段	
110 安永10.9.10	かよ	18	浅草竹町	和泉屋彦兵衛	豊後	中村みち	京鹿子	
111 安永10.10.16		14		池谷伝六 (御本丸小間使)	長唄 (唄・三味線)			
112 安永10.10.21		11	本所新町	山田助七郎	長唄 (唄)	中村	法楽	

子遣 要

年代	名前	年	住所	親名	芸能	師匠名	演目	評価
113	天明2.2.15	16	神田富山町	丹波屋喜平次	義大夫	紋大夫	梅川道行	下
114	天明2.2.21	18	日本橋小田原町	相模屋三郎兵衛	義大夫 (唄)	鳥羽屋里石	鹿子道成寺	
115	天明2.2.21	17	日本橋横山町	永野屋文七		中村	鉢叩	
116	天明2.3.2	18	日本橋横戸物町	伊勢屋兵衛	淨溜璃		其姿秋七草	
117	天明2.4.3	16	湯島五丁目	伊勢屋利兵衛	豊後		法楽	
118	天明2.4.11	19	京橋南鑪町	俵屋七郎兵衛	長唄 (唄)	中村	水仙	
119	天明2.4.11	15	京橋南鑪町	俵屋七郎兵衛	長唄 (唄)	中村	鹿子道成寺	
120	天明2.4.25	17	神田連雀町	伊勢屋長兵衛	長唄 (唄)		腕久	下
121	天明2.5.2	17	靱町平河天神前	かきや吉兵衛	長唄 (唄)・太鼓・鼓	中村	鹿子道成寺	
122	天明2.5.2	15	馬喰町	米屋太兵衛	常磐津 (唄)・太鼓・鼓	中村	お後佐兵衛	
123	天明3.4.22	18	神田吾川町	西村屋宗助	常磐津	文字潜		
124	天明3.5.1	12	神田松久町	矢野村二郎	(三味線)			
125	天明3.7.22	14	浅草材木町	家主次兵衛	長唄 (唄・三味線)		吉原雀	
126	天明3.7.22	14	浅草材木町	家主六兵衛 (短)	長唄 (唄・三味線)		吉原雀	
127	天明3.7.23	17	日本橋横山町	島田七郎兵衛	義大夫・胡弓	野次藤五郎・錦屋宗治	梅川・京鹿子	
128	天明3.7.23	16	神田通新石町	布屋五郎右衛門	三味線・豊後	名美崎亀次	連理社若歌百千鳥道成寺	
129	天明3.7.24	17	深川森下町	岡村長圃	豊後・長唄			
130	天明3.7.26	17	浅草阿部山町	手島屋源七	豊後	豊吉		
131	天明3.8.7	16	下谷長者町	万屋小右衛門	豊後	西川		
132	天明3.8.7	13	下谷御具足町	尾張屋清七	(唄)			
133	天明3.8.7	16	下谷坂本	伊豆屋次兵衛	豊後			
134	天明3.8.7	16	下谷広徳寺稲荷町	河内屋市右衛門	長唄			
135	天明3.8.7	14	木挽町西宮	大屋弥兵衛	豊後			
136	天明3.8.10	17	神田三河町	丁子屋吉兵衛	(三味線)			
137	天明3.8.11	14	駒込片町	家主左官重兵衛	地唄 (唄)	中村道	石橋	
138	天明3.8.11	15	小石川指かひ町	八百屋伊勢屋兵衛	豊後 (唄)	中村道	百千鳥	
139	天明3.8.11	18	日本橋吳服町	牛込家中清田又兵衛	豊後	中村道	京鹿子	
140	天明3.8.11	12		八宝屋伊勢屋長兵衛	長唄 (唄)	文字佐野	普知鳥	上
141	天明3.8.13	18	小石川音羽町五丁目	家主平蔵	常磐津			
142	天明3.8.16	16	下谷坂本一丁目	六幡屋吉左衛門	豊大夫 (三味線)			
143	天明3.8.16	17	下谷坂本二丁目	陸奥屋半三郎	義大夫	兼大夫	春斯立席花	
144	天明3.8.29	17	神田三河町四丁目	家主三郎兵衛	常磐津			
145	天明3.9.2	17	湯島切通し	糀屋伊勢屋長兵衛	常磐津 (三味線)	文字妻	三重襲	
146	天明3.10.3	17	本所緑町	道明忠左衛門	義大夫・箏・書・茶湯・縫針			
147	天明4.9.24	16	下谷三枚橋	御徒上井上九郎	長唄 (三味線)	村屋庄次郎		
148	天明4.9.24	18	根津門前	御旗本同心村留宗八	(三味線)	露遊		
149	天明4.9.28	17	下谷坂本町	伊勢屋平七	(三味線)			
150	天明4.9.30	18	牛込寺町	服部喜藏	(三味線)	村屋佐十郎		
151	天明4.10.7	17	神田三河町三丁目	有屋惣吉	(三味線)			

うことはなく、日本橋、神田といった商業の中心地から来ているものが多い。大多数の者は紹介者の記載がないことから、柳沢家に縁故のないものと考えられる。このことは、宝暦天明期の一部の遊芸好きの大名に見られる特異な現象と考えられる。

次に、採用の基準について見てゆきたい。採用者十三名のうち紹介のあるものが三名、芸の評価が上のものが五名（紹介者のあるものと重複しない）、12の蝶は顔だちが整っていたといえる。80の竹については上中下の評価はないが、「好き浄瑠璃」とあり採用後も夜召して何度も浄瑠璃を聞いていることから、信鴻好みの語り口であったといえる。89の初については「先日目見に来りし墨屋久次郎女へ此間浄瑠璃目見にて薪屋女置ゆへ昨日止メ遣す処、今日踊も有ゆへ再目見願来り、いつにても可来由申遣ハす」（安永九年二月十日条）「墨屋久次郎女二度目見来る、弥召置由申付る」（安永九年二月十一日条）とあることから、一度は翌日目見に来た薪屋の娘りとを採用することにしたため、召し抱えないと告げたが、先方が最初の目見のときは浄瑠璃を披露したが、踊りも見えてほしいといってきたので、再目見を許可し採用を決める。初の粘勝ちといえる。11のふしと11の標については採用を決めた要因が不明であるが、親の財力等何らかの理由があつたと考えるのが妥当である。駒込の下屋敷の奥女中の採用は信鴻が決定権を持っており、縁故のもの以外は芸の優劣を重視していることがわかる。

また、奥女中として採用するのではなく、出入りのみ認める場合

もある。「義大夫節目見、白子や清兵衛女来、村太夫弟子十五歳かほ女舞釵紅葉出養の段、兼而出入の者の女ゆへ出入申付る」（安永二年正月十九日条）。17なをの女師匠中村道も出入りを許された一人である。

目見で歌舞音曲を試験に課せられて採用された町人の娘の多くは次や側という職制に付き中老、年寄と役職をのぼっていく。これに対して髪結、乳母、右筆、茶の間、物縫といった特殊技能などが必要なものや最下層の女中である半下は、一般の奥女中とは別に目見が行われている。「阿部利兵衛妹茶間目見へに来」（安永二年四月三日条）、「神田髪結目見、二度見」（安永四年五月十日条）、「おかね乳目見二人来」（安永五年八月二十二日条）、「おかね乳母引こし祝と名つくる」（安永五年九月七日条）、「本郷春木町御駕方中島市兵エ女すゑ目見祐筆美手書」（安永五年十二月八日条）、「物縫目見、谷中中門前浜田屋吉兵衛女とみ二十歳」（天明三年十一月四日条）、「浜田屋女引こす、縫と名更遣す」（天明三年十一月二十四日条）、「半下目見山谷道具や安エ門女いの」（天明四年六月二十五日条）。また、家臣の家族の女性に関しては目見もなくいきなり召しだす。「せの召出し、側に申付、みゑと名更め遣ハす」（天明元年十月二十三日条）。

さて、信鴻や代理のものによる面接試験である目見が済むと、仮採用を決めた女性の家に人を派遣して両親の身上や資産などを調査する。これを宿見という。宿見が済むと、親類書きの提出が命じられる。それからまもなく、屋敷内に引越し新しい名前が与えられ

る。屋敷内では職制にしたがった勤めを行う。数カ月あるいは数年勤務したのち、暇を願い許可されて、宿下りをする。この場合、両親の病気などを理由に女中のほうから願い出ることが多いが、屋敷から解雇されることもある。信鴻は日記のなかで「下宿」と「宿下り」を使い分けているが、「宿下り」は数日宿元（親元）に帰ること、で、「下宿」は暇をもらい奉公を辞めることである。どちらも「やどさがり」と読むのだろうか。

目見から下宿までの流れを80秀の例を参考に見てゆきたい。

安永6・10・11 目見、神田紺屋町相模屋七衛門女神義太夫鶴沢

五八門弟。目見三勝半七紅葉楓を語る

安永6・10・12 昨日目見に來りし紺屋町の女親類書出す

安永6・10・20 神田相模屋七衛門女今日宿見廿六日引越申付

る

安永6・10・26 相模屋七衛門女竹引越秀と名遣す

安永7・2・13 夜秀浄瑠璃御所板台○小栗

安永7・2・16 夜秀浄瑠璃矢口○智勇漢

安永7・2・21 夜秀浄瑠璃

安永7・2・23 夜秀浄瑠璃かさね○藤繁○草葉舟

安永8・2・16 りを・とし・秀、瘡守参詣

安永8・3・15 秀二夜とまり宿下り五半頃行

安永8・12・11 弓・秀も風邪引越

安永9・2・29 秀願い之通暇申付、明日下宿

安永9・2・30 九半頃秀下宿、目録遣す

安永9・3・4 秀父礼に來る

秀の場合、宿見と親類書きの提出の順序が逆になっていることから、この順番は厳密に決められている訳ではないことがわかる。秀は信鴻に浄瑠璃を聞かせていることから、芸が優れていたといえる。またこのことから奥女中としての職制は、信鴻の側と推測できる。

安永九年二月三十日には早くも下宿しており、引越した安永六年十月二十六日から計算すると、勤務年数はわずか2年半である。採用時に秀はすでに二十歳であるため、花嫁修行としてはちょうど良い年数といえる。十三名の採用者のうち下宿まで追えたものの勤務年数は次の通りである。歌改角は五年三ヵ月、初改亭は一ヵ月（解雇か）、標改みよは一ヵ月（病気のため）、蝶改小君は九ヵ月である。また、下宿年の不明な者も記事が見えなくなった時期で計算すると一様に短い。五年も勤めた角が例外といえる。

次に駒込における柳沢信鴻の唯一のお手つき中老である谷について、花咲一男氏の『米翁日記ノート②』¹⁶を参考に見ていきたい。安永二年（一七七三）正月一日、信鴻はこの「宴遊日記」を書きはしめるとともに致仕を表明する。「予致仕の望あれハ家居して参らす」（安永二年正月一日条）。五月に駒込の下屋敷に引越し、十月三日致仕し家督を保光に譲る。谷（中）は信鴻の藩主時代からの女中で幸橋之内の上屋敷の出生部屋で、安永二年閏三月十七日に女子を生む。お律（里地・乙助）と名付けられる。そのわずか二十日後に奥勤めに出る。「中、枕直し出勤」（二年四月八日条）。同年五月二十三日正室お隆と共に駒込の下屋敷に引越す。三年四月十日に中老格と

奥女中奉公について

表2 表1のうち採用者一覧

表1番号	名前	歳	評価	目見	引越	下宿	備考
11	ふし→勝	17	中	安永2.4.9	安永2.4.29		次で召抱。安永2.6.母病気に付き宿下り後、記事無し。
30	富治→	13	上々	安永2.4.11			引越の月が合わず、その後記事無し。
67	いさ→通	16	上々	安永5.7.2	安永5.7.28		安永8.2.以降記事無し。
80	竹→秀	20		安永6.10.11	安永6.10.26	安永8.2.30	
83	歌→角	20	上	安永8.4.15	安永8.4.26	天明3.7.28	天明4.7.福山家家臣山本氏と縁談。
89	初→亭	20		安永9.2.5	安永9.2.22	安永9.3.3	解雇か。
90	りと→鳥	20	上	安永9.2.6	安永9.2.9		天明2.2.以降記事無し。
101	標→みよ	16		安永9.7.7	安永9.7.20	安永10.8.22	病気に付き暇。
103	ふみ→りせ			安永9.8.11	安永9.10.1		猿屋世話。お隆側で召抱。安永10.2以降記事無し。
104	もよ→八代	20	上	安永9.10.18	安永9.11.12		安永10.6以降記事無し。
122	蝶→小君	15		天明2.5.2	天明2.6.3	天明3.2.3	
137	なを→りゑ	14		天明3.8.11	天明3.8.28		中村道同道、真よりも文。天明4.12日記終了に付き下宿年不明。
143	源→八百	17		天明3.8.16	天明3.8.29		天明4.12日記終了に付き下宿年不明。

なり加増を受ける。従ってこれ以前は側であつたことがわかる。また、谷がいつ奉公にあがりその時の格式が側であつたかどうかは不明である。子供を生んでから一年も経つてやっと中老になつてゐる。三年六月二十二日、お律は生後一年三ヵ月で死亡してゐる。安永四年九月十七日谷はまた女子を生む。おかねと名付けられる。四年閏十二月七日、格がとれて中老となる。二人目の子供を生んだことに對する昇格であろうか。五年七月二十六日、何故か谷は下宿をする。そのわずか三ヵ月後に再勤を願ひ出て、中老上席の格で召し抱えられる。この行動の持つ意味については不明であるが、谷が下宿してから再勤するまでの間、おかねの乳母に関する記事が四件ほど見られる。五年十一月三十日頃おかねは死亡したと思われる。安永九年二月一日、谷は年寄となる。天明三年十一月十四日、谷の願ひにより下宿する。その際、三人扶持を遣わされる。宿下り(下宿の意味)後も信鴻の六十の賀に呼ばれたり、互いに贈答をしてゐる。天明五年ごろ結婚し、天明七年に男子を出生してゐる。谷は側から信鴻のお手つき中老を経て年寄までなつたが、一生奉公はせずに宿下りをして結婚し子供を生んでゐる。宿下り後も信鴻と良好な関係を保ち、客観的に見れば恵まれた一生を送つてゐる。子供を生んでも女中の身分であることに代わりはなく、一生奉公するとも限らない。

信鴻の時代の下屋敷の奥女中の総数は四十人位と推測できる。¹⁾ 信

鴻付きと信鴻の正室お隆付きの女中とがいた。「お隆次の間へ、お隆附、住・町引越」(安永二年七月二日条)、「小君をお隆へ預け伊達吉を此方へ雇ふ」(天明二年十月十八日条)。駒込に移つたと上屋敷

より女中も引き連れてくる。「五前、誠・八百・要・たを・せの・呉服・半下二人、駒込へ引越」(安永二年五月二十一日条)。「岑・勝・かよ・三保・六半に行、はつ寐忘れ四半すぎ駒込へ引越」(安永二年五月二十二日条)。「六半前、お隆駒込へ移る。喬松院・幾・浦・住・中・筆・石・高・もよ・不残。お律もうつる(中略)七過、袖岡・ませ・りを、半下三人引越」(安永二年五月二十三日条)。駒込に移る以前に大量に目見を行っているが、採用したのは二人で、その内一人は都合が悪く結局奉公しなかつたと思われる。従つて、奥女中の大部分は上屋敷より引き連れてきてゐる。目見で歌舞音曲を試験に課せられて採用される奥女中が奥女中全体に占める割合は多くなく、家臣の娘やこのような形の目見はせず強力な縁故による者や乳母など目的によつて採用するものが多いといえる。

奥女中の職制には年寄、中老、側、次、茶の間、中居、髪結、乳母、右筆、物縫、半下があつた。あとで水野家の項でも述べるが、同じ中老でも格(中老に準ずる)と本席、上席がある。「袖岡・住本席。谷仲老格、各加増申付」(安永三年四月十日条)。

二 浜松藩山形藩水野家

1 水野家の奥向

天保の改革を行った水野忠邦は、肥前唐津藩主水野忠光の次男として江戸芝西久保の上屋敷に生まれた。兄芳丸の夭折により文化二年(一八〇五)に世子となり、文化九年襲封、文化十四年浜松に移

封となった。天保十年（一八三九）老中主座となり、その二年後に天保の改革に着手したが、上知令の発布を契機に幕府内で孤立し罷免される。その後、老中主座に再任されるが、弘化二年（一八四五）に辞職、在職中の不正を問われ、領地二万石と居屋敷の没収、隠居のうえ謹慎を命ぜられた。嘉永四年（一八五二）、失意のうちに五十八歳で没した。

水野忠邦の生母恂（宝蓮院）は江戸深川住む御家人中川昌伯維孝の娘として生まれ、安永八年（一七七九）御家人大住喜右衛門の養女となる。水野家に奉公中水野忠光の側室となり、忠邦、正繩、釧の二男一女を生むが、寛政十一年（一七九九）二六歳のとき宿下りを命じられた。生母である側室の権勢が強まることを警戒した、忠光の考えによるものと思われる。忠邦は享和二年（一八〇二）忠光の正室勝子の養子となり、文化二年（一八〇五）に世子となる。その後、恂は秋田支藩岩崎藩主佐竹義知に嫁ぐが、一女を生んだのち離縁、養家大住家に戻り婿を取り一女を生んだのち、文政六年（一八二三）五〇歳で病死した。¹⁸⁾

「奥女中出世双六」¹⁹⁾からもわかるように、奥女中奉公の最大の目的のひとつは側室となることである。恂はその上二男一女を生み、その子が家督を継ぎ、老中にまでなったにもかかわらず、幸福と呼ぶには程遠い一生を終えている。宿下りを命じられれば、抵抗することは出来ず、子どもを生んでも側室はあくまでも奥女中の一人である。その藩より諸手当を支給される奉公人である。側室が、その家の家族として遇されるようになるのは、自分の生んだ男子が家督

を相続したときに限られる。このことから、江戸時代は一夫多妻であったと表現することは適切ではない。現在、アフリカ等の地域で第二夫人第三夫人が存在するのは意味が違う。彼女らは家族の一員である。

水野忠精は忠邦の長男として、天保三年（一八三二）に江戸芝三田の中屋敷に生まれる。天保十年に忠邦の正室嗣の養子となる。弘化二年（一八四五）忠邦の隠居により家督を継ぐが、懲罰として出羽山形への移封を命じられる。文久二年（一八六二）老中に就任する。文久三年十四代將軍徳川家茂に随従して上洛、慶応二年（一八六六）に致仕し、家督を忠弘に譲る。戊辰戦争で山形藩が奥羽越列藩同盟に加盟したことにより、藩主忠弘と共に京都に軟禁される。明治十七年（一八八四）五十三歳で没する。

「水野家奥女中奉公細帳」は水野忠邦・忠精親子二代にわたる水野家の奥女中奉公の記録であり、天保三年の忠精の出生した年より始まる。つまり、忠邦の側室で忠精の生母篠塚氏寿（亮寿院）の天保三年の記事より始まる。十一月二十五日に忠精を出産した寿は、中老格となる。それ以前の記事がないため、いつ奉公に上がったかは不明である。その後中老となり、嘉永四年（一八五二）二月十日に忠邦が没したことにより、剃髪して亮寿院と名乗る。「日記」によると、その後、中（下）屋敷に居住し、忠精の娘錦を養育する。明治維新のときは大津に滞在、明治十七年忠精が亡くなったと同じ年に天寿を全うした。

忠邦の正室嗣（清純院）が嘉永六年に、忠精の正室愛が万延元年

(一八六〇)に亡くなったことにより、亮寿院は同じく忠邦の中老年であった千代山と共に、幕末期の水野家の奥の要であったと言える。千代山は忠邦のお手つき中老であったが子を成していなかったと思われる。そのため、忠邦の死により剃髪を希望するが許されぬ。

その後、老女から奥向取締りとなり、水野家奥女中の最高位として上屋敷の奥を取り仕切る。側室は一般に中老で、奥女中としての格はそれより上がることはない。子どもを生むと御部屋様と呼ばれることがあるが、それは職制とは違う。そのため寿も奥女中としては中老止まりであるが、息子が家督を継いだため、藩主の生母として特別に遇された。世子の生母という同じ立場でありながら、忠邦の生母恂と忠精の生母寿は対照的な一生を送っている。忠邦が自分の母と同じ不幸を寿に味合わせたくなかったことによるといえる。奥女中奉公を出世として捉えると亮寿院と千代山はそれぞれの道で成功をおさめたと言える。

浜松藩山形藩水野家は紀州徳川家の家老新宮藩水野家と互いに婚姻関係を結んでいる。水野忠邦の娘八重は嘉永六年(一八五三)四月二十一日、新宮藩水野忠幹に嫁ぐ。安政二年(一八五五)に八重が没すると、翌三年直ちに水野忠精は戸田忠温の娘釧を養女として水野忠幹の後妻とする。万延元年(一八五五)釧が亡くなると忠精は翌文久元年(一八六一)本多正納の妹辰を再度養女として忠幹の元へ送る。また、忠弘の夫人は忠幹の叔父忠制の娘で忠幹の養女となつた悦である。⁽²⁰⁾娘たちの婚姻に伴いお付きの女中も姫君について移動「引移り」したことが推察できる。「日記」にも市ヶ谷様(新宮

藩水野家の上屋敷は市ヶ谷浄瑠璃坂)御奥様が登場し、贈答のやり取りなどが成されていることから、奥同士の付き合いがあったことがわかる。

2 「水野家奥女中奉公細帳」の分析

「水野家奥女中奉公細帳」はいかなる史料と定義することができらうか。松尾氏は幕府の女中分限帳を次のように定義している。⁽²¹⁾幕府に仕える女中の基本台帳で、將軍・御台所・子女・生母それぞれに付属する女中の名前や身分、格式・諸手当、さらに宿元(身元保証人)が記載されたものをいう。この場合、格式の変化や新規採用、宿下りがあるため、本来毎年作成しなくてはならないが、毎年の記録があつたのではなく、必要に応じて作られていたと推察することができる。

本史料は前記の条件を満たしてはいるが、冊子に直接書かれたものではなく、短冊に書かれ、厚紙に貼られている。いつの時代にもこのような形に改められたかは不明である。内容としては、先ず、採用時(採用時でないものも若干いる)の諸手当(扶持・菜代)⁽²²⁾が記され、宿元(請人・人主)、採用時の格式、名前、屋敷に引越したときの年月日が記載されている。その後の経歴のあるものは書き加えられたり、付箋で貼られたりして追加されている。女中の実態を把握するため、藩の担当者が防備録程度に作っていたものと考えることができ。

次に細部についてみていきたい。家臣の家族は諸手当高四両七人

奥女中奉公について

表3 水野家奥向年表

西暦	年代	藩主	事項
1794	寛政6.6.23	忠	忠邦生まれる（生母・恂）
1799	寛政11		恂宿下り
1802	享和2.5.11	光	忠邦、忠光の正室・勝子の養子となる
1811	文化8.12.1		忠邦、酒井忠進の娘・嗣と結婚
1812	文化9.8.5	忠	忠邦藩主となる
1832	天保3.11.25		忠精生まれる（生母・寿）
1839	天保10.2.21	邦	忠精、忠邦の正室・嗣の養いとなる
1840	天保11.12.7		八重生まれる
1841	天保12.2.18		松六生まれる
1845	弘化2	忠	忠精家督を継ぐ 山形藩へ転封
1851	嘉永4.2		忠邦没
	4.3.19	精	剃髪して嗣は清純院、寿は亮寿院となる
	4.12.15		錦生まれる
1852	嘉永5.2.4		忠精、井上正春の娘・愛と結婚する
1853	嘉永6.4.21		八重、新宮水野忠幹に嫁す
	6.9.21		清純院没
1855	安政2.6.8		八重没
1856	安政3.6.18		忠弘生まれる
	3.12.11		養女釭（父戸田忠幹）水野忠幹に嫁す
1859	安政6.11.16		欽三郎生まれる
1860	万延1.5.11		愛没
	1.10.10		恵生まれる
1862	文久2.1.10		静生まれる
	2.3.15		忠精老中に就任
	2.4.19		欽三郎没
1863	文久3.2		忠精、將軍家茂に随従して上洛
1864	元治1.5		忠精、江戸に帰る
1866	慶応2.9.29	忠	忠弘家督を継ぐ
1868	明治1.閏4		忠精、忠弘京都に軟禁される
	1.5	弘	山形藩、奥羽越列藩同盟に加盟
	1.9		忠精、忠弘江戸へ帰る
1877	明治7.5.10		忠弘、新宮水野忠幹の養女・悦と結婚
	明治17.2.9		亮寿院没
	17.5.8		忠精没

扶持菜代銀参拾匁で格式は御次として採用されており、請人は必要とされていない。これに対して、町人の娘は諸手当高五兩貳式人扶持菜代銀六拾匁で格式は御側として採用されている。御側は御次より上の職制で手当ても多い。町人の娘のほうが、武士の娘より上なのはなぜだろうか。前にも述べたように町人や農民の娘は行儀見習いとして武家奉公に出る。親もこの給金をあてにはしていない。むしろ、付き合いなどから持ち出しとなることが多い。これに対して、武士の娘は扶持減らしとして奉公に出される場合が多い。疑問は解決されないままである。また、店借層の娘は最下層の御末として採用される例が多い。4・9・12(表4の番号)は他の大名屋敷等からの引移りと考えられる。

奥女中として採用され引つ越すと人別帳に記載されていた名前から、新しい名前に必ず変える。この習慣が何時ごろから始まり、なぜ変えなくてはいけないのかは不明である。

御末、中居、御次・御側・中老・老女といった職制の他に、亮寿院付、於錦様付、若殿様御用などがあり藩主や奥方、生母、子どもたちにそれぞれ付属する。また、御小奥という名称が頻繁に見られるが、奥に対して小奥が存在したことがわかるが、誰が主人かは不明である。仕えていた人や子どもがなくなった場合は、御仏殿(祇間)の掛かりになると思われる。現在の職場でも職層と部署があるのと同じである。柳沢家の項でも述べたが、同じ御次でも、御次格、御次、御次上席と段階がある。16山中莊蔵の母は水野忠邦の四男松六が生まれたときに御側として採用されていることから、乳母であ

る可能性が高い。本史料からは乳母、右筆などと一般の奥女中との採用の区別がどのようになされたかは、窺い知ることが出来ない。採用年齢も不明である。御雇や台子が職制なのか、どの職層にくるのかもわからない。22の例から御末として採用されても御側まで上がるができることが確認される。また、4・16の例から江戸で採用されても、領地の山形に行くことがあることがわかる。いわば、転勤のようなものである。この場合加増という形で手当てが支給される。また、忠精の娘錦は嘉永四年山形で生まれたが、幕末期には江戸の亮寿院の元にいる。錦が山形から江戸に移る際、いっしょに江戸に来た奥女中もいたと考えられる。国元と江戸の藩邸との関係は明確ではないが、上屋敷と中(下)屋敷との関係は、江戸城の本丸大奥と西の丸大奥間で将軍の代が替わると奥女中が一斉に移動するように、藩主の代替わりに女中の大移動が成されたといえる。このことは、柳沢信鴻が駒込に隠居するとき上屋敷から大勢の女中を引き連れてきたことから、窺い知ることができる。

次に御末から御側になった八尾と、御側から老女になった千代山の経歴を追ってみた。八尾は天保十一年(一八四〇)には御末として老女玉江の部屋にあり、採用されてから数年経っていると思われる。大奥の場合、部屋子は又者で直の奉公人と区別されるが、ここでは御末であり部屋子であることから、大名の奥では明確な区別はなかったのかもしれない。同年7月に御小奥の台子となる。台子とは他であまりみない職制であるが、字より察すると台所の仕事をするものでつまり中居と近いのではないだろうか。同年9月に台子と

表 4 水野家 (遠江浜松・出羽山形) 奥女中奉公細帳

	宛飼 (採用時)	請人	人主	格 (採用時)	名	経歴
1		本所相生町 万屋平兵衛			菊溪 改嫁女 寿	天保3.閏11.15 中老格 忝面加増 天保5.4.6 金忝面老人扶持加増 天保6.5.10 三人扶持加増 天保12.5.14 中老 (若殿様=忠精) 弘化2.11.24 中老 (大奥様=嗣、殿様=忠精御用) 嘉永3.8.15 大殿=忠邦御附以前のおり 嘉永4.3.19 剃髪 (忠邦没により)
2	高五阿主人扶持 菜代銀六拾匁	芝新網町代地 松屋定吉	糺町四丁目 高崎屋治助	御側	浪 改みの 千代山	天保4.5.19 御側 天保10.1.15 忝面加増 天保12.5.14 中老格 忝面加増 弘化2.11.24 大奥様=嗣御側 嘉永3.8.15 大殿=忠邦御附以前のおり 嘉永4.3.19 中老 (剃髪を願うが許されず) 嘉永6.6.21 老女格 (八重姫の婚礼を差配した功勞) 安政2.5.1 忝面老人扶持加増=十両三人扶持となる 万延1.7.3 老女 奥向取締 錦・真次郎 (忠弘)・銀三郎御用
3	高四阿主人扶持 菜代銀三拾匁	山中勘解由		御小奥御次 御部屋子	とく 改仲 やま	天保13.11.14 御小奥御次 天保1.7.7 御台子 弘化2.12.21 殿様御附 嘉永6.11.15 御側 文久1.3.18 中老 文久2.4.27 奥向取締 金忝面加増
4	高五阿主人扶持 菜代銀六拾匁	麻布谷町粗屋敷 芳賀信左衛門	松平鑓之丞内 下山左市	御側	みす	安政2.4.11 引越 文久2.4.27 金忝面加増 山形勘番
5	高五阿主人扶持 菜代銀六拾匁	本所番場町 庄八店 福島屋徳松	浅草諏訪町権蔵店 和泉屋喜三郎娘	御側	まさ 改かよ	5.23 引越 文久2.4.27 御側上席 金忝面加増 文久2. 宿下

	宛側 (採用時)	請人	人主	格 (採用時)	名	経歴
6	高五両式人扶持 菜代銀六拾匁	淺草田町式丁目家主重藏地借 林屋銘之助	同所花川戸町 家主伊八	御小奥御側	よし 改ちえ	文久2.4.14 引越
7	高五両式人扶持 菜代銀六拾匁	下谷金杉村 百姓 惣次郎	畑岸元三島明神前 家持治兵衛	御側	みか 改きく	元治2.3.1 引越
8	高四両老人扶持 菜代銀三拾匁		市川平右衛門娘	御次	ひで	文久3.1.12 御次 元治2.1.11 取縮
9	高四両老人扶持 菜代銀三拾匁	同家中 林弥十郎	三田綱坂下松平肥後守内 永井平一	御次御雇	なか 改さと	文久3.2.13 御次
10	高四両老人扶持 菜代銀三拾匁	山下町家主伝藏地借 中村屋助八	廻町拾三丁目家主治兵衛地借 坂本屋吉藏	御次	かつ 改きせ	元治1.3.10 引越
11	高三両式分 菜代銀拾式匁	麻布永坂町忠兵衛店 松屋利兵衛	同所新網町 家主桂助	御末	まき 改喜蒲	安政3.10.21 引越 安政6.11.1 中居 文久1.10.16 中居本役 文久3.12.7 御次格
12	高七両老人扶持 菜代銀拾式匁	本多百普守内 柳原林兵衛	外桜田石川若狭守内 山口豊輔	御末	さく 改あや め	元治1.3.15 引越 慶応1.8.16 中居
13	高貳両式分 菜代銀拾式匁	北八丁堀高得代地家主金兵衛店 大前屋源次郎	京橋常盤町家主平兵衛店 大和屋直吉	御末	かつ 改梅か え	元治2.3.14 引越
14	高貳両式分 菜代銀拾式匁	高輪仲町家主常治郎店 伊勢屋惣兵衛	飯倉片町通り家主三郎店 植木屋鎌三郎	御末	いく 改明石	元治2.2.29 引越
15	高貳両式分 菜代銀拾式匁	南鍛冶町壹丁目 相模屋清兵衛	品川家主喜兵衛店針醫 城房		りや 改紅葉	慶応1.8.8 引越
16	高七両式人扶持 菜代銀六拾匁		山中莊藏母	御出生様 松六殿御側	すま 改とり 久江	天保12.2.17 御次 天保14.2.16 御次 (奥様三嗣) 御成之間 嘉永1.3.22 御側 嘉永6.6.1 中老 万延1.10.13 亮奉院御附 文久2.4.27 金貳両加増 山形勘番

	宛飼 (採用時)	請人	人主	格 (採用時)	名	経歴
17	高五両貳人扶持 菜代銀六拾匁	弓町家主久七地借 高野同輔	本木村町五丁目 家主大助	御小興御御 側	リよ 改もと	慶応1.問5.4 慶応1.問5.9 引越 御側 (若殿=忠弘) 意・静御用
18	高四両貳人扶持 菜代銀三拾匁		春日井文太夫娘	於銅様御附	ふく 改たき	安政3.3.13 文久3.5.6 召出 御側格
19	高四両貳人扶持 菜代銀三拾匁		市ヶ谷銅門内帯坂田安殿御用人 附大沢甚之丞家来 平野助之進妹	御次	りん 改さき とせ	文久2.11.11 文久3.1.12 慶応1.6.14 引越 御次 (御子様方) 静附
20	高四両貳人扶持 菜代銀三拾匁	牧野助十郎内 三輪保太郎	妻六番安部勝三郎内 三輪勝二郎	若殿様御次	うす 改くま	元治2.3.1 引越
21	高四両貳人扶持 菜代銀三拾匁	四谷内藤六軒町 家主 儀左衛門	麹町八丁目家主平右衛門地借 仲屋吉兵衛	於惠様御附	ちか 改すみ	元治2.3.11 引越
22	高貳両貳人扶持 菜代銀三拾匁	芝口町貳丁目 木田屋徳治郎	本郷六丁目 越後屋弥右衛門	八尾 幾 すま まさ	天保11.5.4 天保11.7.21 天保11.9.14 弘化2.12.12 弘化4.3.4 嘉永2.12.29 文久1.10.16 文久2.1.11 文久2.5.31	御末 老女玉江部屋 御小興台子 台子 中居 (同格にて) 御次格 金吉両加増 御次上席 御側 (若殿=忠弘) 御側 (錦) 意・静御用
23	高四両貳人扶持 菜代銀六拾匁		御料理人頭格 前田彌十郎宛	於銅様附	やす	安政4.2.16 文久3 引越 御側格 (亮寿院御附) 銅御用是迄之通

なる。小奥より奥に移ったのであろう。弘化二年（一八四五）中居、弘化四年御次格となり、嘉永二年（一八四九）給金を一両加増される。文久元年（一八六一）御次上席となり御仏殿掛かりも兼ねる。文久二年若殿様（真次郎＝忠弘）の御側となり、同年五月に忠精の娘たちの御側や御用も兼ねるようになる。

千代山は天保四年（一八三三）に御側で高五両二人扶持として召し抱えられる。天保十年一両加増される。天保十二年中老格となり二両加増される。御小奥並御側のとおりに心得るようになるとあるが、意味は不明である。弘化二年大奥様（忠邦夫人嗣）御側となり、嘉永三年大殿様（忠邦）の御付きはこれまでどおりとある。嘉永四年忠邦の死により剃髪を願い出るが若年のため許されない。この年格がとれて中老となる。嘉永六年八重姫の婚姻を差配した功勞により老女格となり、二両一人扶持加増され十両三人扶持となる。安政二年（一八五五）老女となる。万延元年（一八六〇）奥向取締となり忠精の子どもたちの御用取締りも兼ねる。元治元年（一八六四）の日記に上屋敷奥向取締として健在であることがわかる。

まとめ

今回、これまでの研究を文章にまとめたことにより、奥女中の実態を垣間見ることができた。しかし、それが不確かなものであるため、より多くの疑問を噴出する結果になった。例えば、なぜ勤めにすると必ず名前を変えるのか、国元と江戸との関係はどうなっているのか。

職制とその仕事内容も解明できないものもある。水野家の場合、奥女中は職制のみで区分されているのではなく、部署や職制など複雑に絡み合っている。また名称からだけでは職制が部署かわからないものもある。とりあえず奥女中の職制表を作ってみた。下から上へ職層が上がるものだが、位置のわからないというよりは出世コースの職層には当たらず特殊技能等をもって仕える右筆、乳母、髪結、針妙（物縫）は点線より下に、職制ではないと思われる奥向取締、御部屋様、部屋子及び仕事内容と位置の不明な台子、御雇は実線より下に置いた。柳沢家や水野家やの事例で見たように、出自によつて御末で採用されるものと御次・御側で採用されるものに分かれる。御末は店借層の娘が多く、稀に御側まで出世することもあるが、中老・老女になることはまずないといえる。町人や家臣の娘は御次・御側で採用され、そのうち二、三年以内で宿下りしてしまうものは採用時の格で終わることが多い。中老となり、当主の寵愛を受けるとお手つき中老となり、子供を生むと部屋を与えられ御部屋様などと呼ばれるが、側の格のまま子供を生むこともある。老女・年寄は奥女中の最高位で奥向きの万事を差配し、各屋敷に一、二名で、お手つき中老の褥すべりをした者や長年勤めて功勞のあったものがあると思われる。右筆、乳母などで採用された者が、一般の奥女中の出世コースに組み込まれ、職層をのぼっていくかは事例を集めてみないとわからない。

町人や百姓の娘たちの奉公の目的も疑問の一つである。歌舞音曲の項でも述べたが町人や百姓の娘は良縁を得るための行儀見習いや

表 5 奥女中職制表

〔諸家奥女中袖鏡〕 ^(2,4) 安政 5 年刊	〔奥奉公出世双六〕 弘化元年～元治元年刊	〔画本時世粧〕 ^(2,5) 享和 2 年刊	山形藩水野家 天保 3 年～明治元年	大和郡山藩柳沢家 安永 2 年～天明 4 年	松江藩松平家 ^(2,6) 安政 2 年	熊本藩細川家 ^(2,7) 元治 2 年
老女 若年寄 中臈 表小性 御小性 御側御次 御揃御次 表使 御次 呉服の間	老女 中老 御小性 御側 表使 御次 呉服の間 御茶の間 御三の間 御仲居 御末	御局 若年寄 中老 御小性 御側	老女 中老 御側 御次	年寄 中老 側 次 茶の間	局 老女 中老 側	老女 若年寄 中臈 御小性 御側 御次
御三の間 御仲居役 御臆所詰 御末	御右筆の間 御右筆 御乳 御髪上げ 針妙	御末 御半下 御仲居 御半下 右筆	御末 御仲居	半下 右筆 乳母 髪結 物縫		御三の間 御仲居 御半下
	御部屋様 部屋子 御履		奥向取締 部屋子 御履 台子			

頭、格などは省略

箔付けとして武家奉公に出ると述べたが、では、武家奉公すれば、良縁を得ることができたのだろうか。必ずしもそうとは言えないようだ。両親は行儀見習いのつもりで、二三年奉公させて、暇を貰い縁付けしようとするが、屋敷のほうはそれではたまらないので、一生奉公や長期の奉公を望む。当人も奉公が性に合うとなかなか止めようとはしない。従って、暇を得たときには三十路を過ぎていないなど、婚期を逸している場合が多い。そうになると、婚姻先の相手は再婚で既に跡取りがいることになる。これは、当人にとっては苦勞が多く、良縁とはいいたくない。また、奥女中として出世することや側室となることも目的の一つといえるが、老女まで成れるものはごくわずかで、藩主より寵愛を受けて側室となり子供を生んでも、水野忠邦の母のように幸福とは程遠い一生を送るものもある。「諸家奥女中袖鏡」では奉公の目的として、親元が貧しかったり夫の手元が不如意であることを挙げているが、奉公は扶持減らしになったのだろうか。前にも述べたように、金銭的には実家に無心をするなど、むしろ負担となっている例もみられる。勿論、奉公による利点もある。例えば、町人や農民の女性が武家奉公をしたことによって、武家と婚姻を結ぶことがある。彼女らにとって身分的に向上したことになる。⁽²⁸⁾

幕末動乱期の水野家に仕えるのと、安定期に文化人で隠居の身である柳沢信鴻に仕えるのとは、同じ奥女中奉公といっても随分と意味が違ったといえる。信鴻に仕えた女性は数カ月から一、二年行儀見習いとして勤め、その間遊芸を楽しみ信鴻の供をして江戸市中

を散策している。いわば、奉公を満喫し親元に戻り結婚したと思われる。仕える時期や相手により、奉公の目的は違っていったといえる。本稿では結論を出すところまでいたらなかったが、今後「水野家奥女中日記」の解説を進めるとともに、より多くの藩の事例を集めていきたい。

〔註〕

- (1) 深井雅海「江戸城本丸御殿図に見る中奥・表向・大奥」(下)、『徳川政史研究所研究紀要』29号・30号
- (2) 松尾美恵子「江戸幕府女中分限帳について」、『学習院女子短期大学紀要』30号
- (3) 大口勇次郎『女性のいる近世』勁草書房、一九九五年
生麦村の名主関口藤右衛門の娘千恵は十一代將軍徳川家斉の側妾お美代の方の部屋方(合の間)に勤務。中藪の部屋方の構成は局一人、合の間二人、小僧一人、タモン二人、ゴサイ一人とされている。
- (4) 前掲註(1)「將軍家治付き女中一覽表」によると直の奉公人でも御目見以下の中居、半下には町人や百姓の娘もいる。
- (5) 三田村鳶魚『御殿女中』青蛙房、一九六四年
- (6) 滝沢博「御殿女中・吉野みちの手紙」、『青梅市史料集』40号 青梅市教育委員会 一九九一年
- (7) 前掲註(2)
- (8) 文京ふるさと歴史館『本郷に生きたサムライの生涯』展図録 文京区教育委員会、一九九七年
- (9) 前掲註(3)、『関口日記』横浜市教員委員会、一九九七年〜一九八五年。関口千恵は備中足守藩木下家の麻布下屋敷に御次小姓として三年勤めたのち、越前勝沼藩小笠原家の江戸上屋敷に一年半奉公。その後、結婚し夫と死別後、旗本中野清茂(一二代將軍徳川家

齊の側室お美代の方の養父)に奉公、その縁で江戸城大奥でお美代の方の部屋方になる。

- (10) 前掲註(6)、増田淑美「吉野みちの生涯―その手紙を通して―」(『江戸時代の女性たち』吉川弘文館 一九九〇年) 吉野みちは田安家、江戸城本丸大奥、一橋家の三カ所に奉公。
- (11) 前掲註(3) 第六章日記に見る女性像
- (12) 「宴遊日記」(『日本庶民文化史料集成』13巻、三一書房 一九七七年)
- (13) 喜田川季荘『類聚近世風俗志』名著刊行会 一九七九年
- (14) 「植崎九八郎上書」(『日本経済大典』20 啓明社、一九二九年)
- (15) 太宰春台「独語」(『日本随筆大成』第1期17 吉川弘文館、一九九四年)
- (16) 花咲一男『米翁日記ノート』①②⑦ 近世風俗研究会、一九八三年
- (17) 前掲註(16) ①
- (18) 北島正元『水野忠邦』人物叢書12 吉川弘文館、一九六九年
- (19) 「奥女中出世双六」東京都江戸東京博物館蔵
- (20) 「丕揚録・公德辨・藩秘録」(『日本史料選書』7 近藤出版社、一九七一年)
- (21) 前掲註(2)
- (22) 『旧事諮問録』(岩波文庫、一九八六年) などより菜代(五菜銀)は味噌・塩の代銀と考えられているが、水野家では「奥女中渡積帳」に味噌代が別に計上されていることから、雑費と考えられる。
- 水野家文書「奥女中渡方積帳」都立大学図書館蔵
- 「御側女中一ヶ年御渡方左之通
- 一、金五両 御給金
 - 一、金壹両 菜代
 - 一、金六両式分銀五匁 仕着代
 - 一、金三兩 化粧代
 - 一、金三兩式分銀五匁四分 御扶持方式人分代

- 一、金式朱銀四分八厘 膳碗代
 - 一、金壹朱銀四匁八分 味噌代
 - 一、金壹朱銀四匁五分 薪代
 - 一、金三兩式朱銀壹匁三分八厘 炭代
 - × 金式拾三兩銀三匁五分六厘
 - ※外 金壹兩御内證 被下候由、
 - 都合金式拾四兩銀三匁五分六厘
- (23) 前掲註(6)、吉野みちは生家から金銭や着物を無心するとともに、部屋方での付き合いのためお土産も届けてもらっている。
- (24) 「諸家奥女中袖鏡」国立国会図書館蔵
- (25) 「画本時世粧」復刻版 東京都江戸東京博物館蔵
- (26) 長野ひろ子「幕藩制国家の政治構造と女性」(『江戸時代の女性たち』吉川弘文館 一九九〇年)
- (27) 前掲註(26)
- (28) 前掲註(6)、吉野みちは幕府の医官田村元長と結婚している。